

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	銀行等に対する議決権保有制限の緩和	
担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室・保険企画室	電話番号：03-3506-6000（内線3566） e-mail：RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成20年3月3日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 現行の銀行法では、銀行グループによる一般事業会社の議決権のある株式等への投資について、上限規制（銀行本体とその子会社の合算で5%以下、銀行持株会社とその子会社の合算で15%以下）が課されているが、イ）銀行又は銀行持株会社のベンチャーキャピタル子会社が保有するベンチャービジネス会社の議決権、ロ）銀行グループが経営改善のための計画に基づくデット・エクイティ・スワップにより保有した議決権等が、一定の要件の下、議決権保有制限の例外とされている。 今回、銀行法等を改正し、ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置を拡充する。</p> <p>【目的及び必要性】 企業再生等の局面においては、銀行グループによるデット及びエクイティを含む総合的な企業ファイナンスが求められる。地域密着型金融の一層の推進等の観点から、相応の政策的合理性が認められるものについて制度的な手当てを行うことが適当である。</p> <p>法令の名称・関連条項 銀行法第16条の2、第16条の3、第52条の23、第52条の24；長期信用銀行法第13条の2、第16条の4 信用金庫法第54条の21～第54条の24；協同組合による金融事業に関する法律第4条の2～第4条の5 労働金庫法第58条の3～第58条の6；農業協同組合法第11条の47～第11条の50 水産業協同組合法第87条の3、第87条の4；農林中央金庫法第72条、第73条 株式会社商工組合中央金庫法第39条、第40条；保険業法第106条、第107条、第271条の2</p>	
想定される代替案	ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野にかかわらず、銀行グループ等によるマーチャント・バンキング業務（投資家への販売又は自己の資産運用のために一般事業会社の株式等を保有すること。）に係る議決権保有については、議決権保有制限規制の例外とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
（遵守費用）	銀行又は銀行持株会社において、上限規制を超えて国内の会社の議決権を保有したときの当局への届出に伴う費用が発生する。	（本案と同様）
（行政費用）	銀行又は銀行持株会社からの届出に係る受付業務に伴う費用等が発生する。	届出の対象となる会社の範囲が広がるため、本案に比べ行政費用が増大するものと考えられる。
（その他の社会的費用）	特になし。	他業禁止の趣旨の逸脱による銀行経営の健全性の毀損や銀行グループ等による産業支配等の懸念がある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	銀行グループ等による資金供給機能が強化され、企業は、銀行グループからデットとエクイティを合わせた総合的なファイナンスを受けることが可能となる。 また、銀行グループの収益機会の拡大につながる。	本案より広範な企業が対象となり得ることから、社会全体のエクイティ供給を増加させることが可能になる。
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	本案、代替案ともに、企業に対する総合的なファイナンスの提供という便益が生ずる。 一方、代替案による場合には、銀行の経営の健全性の毀損や銀行グループ等による産業支配等の懸念がある。 議決権保有制限の更なる緩和については、引き続き検討していく必要があるものの、現時点においては、本案を選択することが適当と考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	金融審議会金融分科会第二部会「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日）では、銀行グループによるエクイティ保有について、以下の通り提言頂いた。 「地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべきである。なお、保険会社においても、同様の観点から、当該措置について検討すべきである。」	
レビューを行う時期又は条件	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成25年度に事後検証を実施。	
備考		